

## 南九州市ロゴマーク等の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、南九州市ロゴマーク及びキャッチコピー（以下「ロゴマーク等」という。）を使用する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク等のデザイン等)

第2条 ロゴマーク等のデザイン、パターン及び色は別表のとおりとする。

2 ロゴマーク等に関する一切の権利は、南九州市（以下「市」という。）に属する。

(使用の届出等)

第3条 ロゴマーク等を使用しようとする者は、新聞、テレビ、雑誌その他の報道関係機関が報道目的に使用する場合を除き、事前に南九州市長（以下「市長」という。）に届出を行わなければならない。

2 前項の届出を行う者は、ロゴマーク等使用届出書（第1号様式。以下「届出書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) ロゴマーク等の使用内容が分かる資料

(2) その他市長が必要と認める書類

3 前項に規定する届出書を提出した者（以下「使用者」という。）は、同項に規定する届出書を提出した後、最初に到来する3月31日までの間、ロゴマーク等を使用することができる。ただし、毎年3月31日までに、市から連絡がない場合は、使用の期間を1年間延長できるものとする。

(届出内容の変更等)

第4条 使用者が届出の内容について追加又は変更しようとする場合は、前条第2項各号に定める書類を添えて、あらかじめロゴマーク等使用変更届出書（第2号様式。以下「変更届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

(使用の制限)

第5条 市長は、届出書又は変更届出書においてロゴマーク等の使用内容が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該届出書又は変更届出書を受理しないものとする。

(1) 法令又は公序良俗に反する場合

(2) 市の信用又は品位を害する場合

(3) 第三者の利益を害する場合

(4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は支援するおそれがある場合

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122

号) 第2条に定める営業を行う者が使用する場合

(6) 南九州市暴力団排除条例(平成24年南九州市条例第28号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用する  
場合

(7) ロゴマーク等の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがある場合

(8) ロゴマーク等のイメージを損なうおそれがある場合

(9) ロゴマーク等の変形その他ロゴマーク等の使用が適当でない場合

(使用料)

第6条 ロゴマーク等の使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 届出を行った使用内容のみに使用すること。

(2) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真を提出すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、別に定める南九州市ロゴマーク等使用ガイドラインを遵守すること。

(使用状況等の報告又は調査)

第8条 市長は、使用者にロゴマーク等の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の差止め)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、使用者に対し、使用の差止めの措置及びロゴマーク等使用差止通知書(第3号様式)の送付をするとともに、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、ロゴマーク等の使用を差し止められた場合、使用を差し止められた日から使用することはできないものとする。

(1) 使用者がこの告示に違反している場合

(2) 届出書又は変更届出書の内容に虚偽のあることが判明した場合

(3) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合

(4) その他ロゴマーク等の使用継続が不適當である場合

2 市長は、前項の規定による使用の差止めにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用の非独占性等)

第10条 この告示による届出の受理は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマーク等を使用する権利を付与し、又は商品、使用者等について市が推奨するものではない。

(経費等の負担)

第11条 市は、この告示による届出に要する費用若しくは使用に係る経費又はこれらに係る役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第12条 市は、ロゴマーク等の使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマーク等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い処理するものとする。

3 使用者は、ロゴマーク等の使用に際し故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(事務)

第13条 この告示に関する事務は、ふるさと振興室が行う。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表

カラー：緑色及び黒色の2色を基本とし、その他のパターンは別途指定する。

モノクロ：次のパターンに基づき、すべて白黒で表現する。

■マークパターン



南九州市



南九州市

MInamI  
kyushu  
City



MInamI  
kyushu  
City

■縦位置パターン



南  
九  
州  
市



南  
九  
州  
市

MInamI  
kyushu  
City



南  
九  
州  
市

MInamI  
kyushu  
City

■横位置パターン



みな、みりよく！



南九州市  
Minami  
kyushu  
City

みな、みりよく！



Minami  
kyushu  
City



南九州市  
みな、みりよく！



みな、みりよく！  
南九州市

みな、みりよく！



南九州市

■小サイズ（マーク）検証

28mm 以下



南九州市

Minami  
kyushu  
City

15mm 以内



南九州市  
Minami  
kyushu  
City

■カラー



BLACK

CMYK K100%

RGB #000000

DIC 582



GREEN

CMYK C55% M5% Y95%

RGB #80ba34

DIC 2546





第2号様式（第4条関係）

ロゴマーク等使用変更届出書

年 月 日

南九州市長 様

住所

団体等名

代表者職氏名

㊞

年 月 日付けで届け出た内容について、下記のとおり内容を変更したいので届出します。

なお、ロゴマーク及びキャッチコピーの使用に当たっては、南九州市ロゴマーク等の使用に関する要綱を遵守し、市から使用を差し止められた場合には、当該使用物件等の回収等に速やかに対応し、一切の費用を負担することを誓約します。

記

1 変更内容

項目	前回の届出内容	変更する内容

※ 添付書類等

ロゴマーク等の使用内容が分かる資料又は見本（見本を添付できない場合、  
図面や写真等）

第3号様式（第9条関係）

ロゴマーク等使用差止通知書

第 年 月 日  
第 号

団体等名  
代表者職氏名 様

南九州市長 閣

年 月 日付けで使用届出のあったこのことについて、下記の理由により、使用を差し止めることとしたので、通知します。

記

1 使用を差し止める理由

南九州市ロゴマーク等の使用に関する要綱第9条第1項第 号に該当するため。

2 上記の内容